

「おひとりさま信託」の特別約定の改定

2023 年 7 月 19 日より、商品改定にともない、特別約定を改定いたします。

商品改定の詳細は、[2023 年 5 月 22 日付「おひとりさま信託の商品内容の改定について」](#)をご参照ください。
この改定による報酬の計算方法や金額の変更はありません。

特別約定の改定内容については、新旧対照表(下線部：変更部分)をご参照ください。

<新旧対照表>

	改定前	改定後
第 1 条 (信託 目的 等)	(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を委託者兼受益者のために利殖すること、および、委託者兼受益者の死亡の際に、信託財産を次の各号に定める費用の支払いに充当のうえ、信託財産を委託者兼受益者があらかじめ指定した残余財産の帰属権利者（以下、「帰属権利者」といいます）に取得させることを目的とします。 ① 委託者兼受益者と「一般社団法人安心サポート」（以下、「社団」といいます）との間で別途締結された死後事務委任契約書に基づき発生する報酬 ② 委託者兼受益者があらかじめ提出する「おひとりさま信託 未来の縁-ing ノート」死後事務目録に基づき、社団が行う死後事務に係る費用 (2) 委託者兼受益者は、この信託契約を遡及的に解除（撤回）することはできません。また、遺言により解約の申し出をすることはできません。 (3) 委託者兼受益者は、本信託申込みの際、「おひとりさま信託 未来の縁-ing ノート」を記入のうえ、当社に提出するもの	(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を委託者兼受益者のために利殖すること、および、委託者兼受益者の死亡の際に、信託財産を次の各号に定める費用の支払いに充当のうえ、信託財産を委託者兼受益者があらかじめ指定した残余財産の帰属権利者（以下、「帰属権利者」といいます）に取得させることを目的とします。 ① 委託者兼受益者と「一般社団法人安心サポート」（以下、「社団」といいます）との間で別途締結された死後事務委任契約書に基づき発生する報酬 ② 委託者兼受益者があらかじめ提出する「おひとりさま信託 未来の縁-ing ノート（以下、「<u>未来の縁-ing ノート</u>」といいます）」死後事務目録に基づき、社団が行う死後事務に係る費用 (2) 委託者兼受益者は、この信託契約を遡及的に解除（撤回）することはできません。また、遺言により<u>信託契約（帰属権利者の指定を含む）の解約・撤回・変更</u>をすることはできません。 (3) <u>「未来の縁-ing ノート」を作成いただけない場合は、本信託をお申込みいただく</u>

	改定前	改定後
	とします。その際、当社がこの信託契約期間中、委託者兼受益者の安否確認を行うため、委託者兼受益者の電話番号を届け出るものとします。	_____ (4) 委託者兼受益者は、本信託申込みの際、「未来の縁-ing ノート」を記入のうえ、当社に提出するものとします。その際、当社がこの信託契約期間中、第14条に定める委託者兼受益者の安否確認を行うため、委託者兼受益者の電話番号を届け出るものとします。
第11条 (届出事項の変更)	(1) 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、委託者兼受益者その相続人または帰属権利者は、直ちに取引店にお申し出のうえ、当社所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ① 通帳または届出の印章の喪失 ② 印章、委託者兼受益者または帰属権利者または死亡通知人の氏名、住所その他の届出事項の変更 ③ 「おひとりさま信託 未来の縁-ing ノート」死後事務目録における記載事項の変更 ④ 委託者兼受益者または帰属権利者または死亡通知人の死亡または行為能力の変動 (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、到着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (3) 前項の規定は、当社が委託者兼受益者、その相続人または帰属権利者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。	(1) 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、委託者兼受益者その相続人または帰属権利者は、直ちに取引店にお申し出のうえ、当社所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ① 通帳または届出の印章の喪失 ② 印章、委託者兼受益者または帰属権利者または死亡通知人の氏名、住所その他の届出事項の変更 ③ 「<u>未来の縁-ing ノート</u>」死後事務目録における記載事項の変更 ④ 委託者兼受益者または帰属権利者または死亡通知人の死亡または行為能力の変動 (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、到着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (3) 前項の規定は、当社が委託者兼受益者、その相続人または帰属権利者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

	改定前	改定後
第13条 (おひとりさま信託未来の縁-ingノート)	新設	(1) <u>本商品の申込みに際して、相続発生時の身の回りのこと（死後事務）に関するご希望を届け出いただいた「未来の縁-ingノート」を、信託終了時まで当社が電子媒体で管理いたします。</u> (2) <u>「未来の縁-ing ノート」は、単独では法的な効力を持ちません。別途、社団との死後事務委任契約の締結が必要です（当社は委託者兼受益者のご依頼に基づき、同社団法人を紹介します）。</u> (3) <u>「未来の縁-ing ノート」の死後事務目録は、委託者兼受益者に相続が発生した際に、社団が委託者兼受益者と締結した死後事務委任契約に基づいて行う死後事務の目録（リスト）として利用します。</u> (4) <u>「未来の縁-ing ノート」に登録された死後事務目録に基づく死後事務は、社団が履行します。</u>
第14条 (ショートメッセージによるお客さまの安否確認について)	新設	(1) <u>当社は委託者兼受益者が「未来の縁-ing ノート」に登録いただいた携帯電話番号にショートメッセージを送信する方法により、定期的に委託者兼受益者の安否確認を行います。なお、携帯電話を保有していない、かつ安否確認を代行する死亡通知人等がない場合は、当社宛てに、所定の方法でSMS 安否確認を利用しない旨の申し出が必要となります。契約期間中に携帯電話の解約を行うなど、上記と同様の状態となった場合は、契約後であっても当社宛てにお申し出いただきます。</u> (2) <u>ショートメッセージによる安否確認の利用有無や送信頻度の申し出にあたっては、死亡通知人による当社所定の書面の提出が必要です。また、利用有無や送信頻度の変更の申し出についても同様とします。</u>

	改定前	改定後
		(3) <u>安否確認メッセージの送信頻度および携帯電話番号については、お申し込み時に「未来の縁-ing ノート」にご登録いただきます。契約前に、ご登録いただきました携帯電話番号宛てに、テストとして、ショートメッセージを送付し、登録された電話番号が相違ないことを確認いたします。</u> (4) <u>安否確認メッセージの送信頻度は「週に1回」もしくは「月に1回」からお選びいただきます。</u> (5) <u>当社からの安否確認メッセージを送信後、安否登録がない場合は、メッセージの再送を行います。一定期間内に安否登録がない場合は、委託者兼受益者へ連絡を行います。初回の安否確認メッセージを送信後、8日以内にご連絡がつかない場合は、当社から死亡通知人に対して連絡を行います。それでも安否確認ができない場合は、当社から死亡通知人に対して、委託者兼受益者の自宅訪問や警察への相談を促します（当社社員による委託者兼受益者の自宅訪問等はいりません）。それでも安否確認ができない場合は、当社は他の死亡通知人や委託者兼受益者の家族への連絡を行います。</u>
第15条 (特別約定の変更)	(1) 約款とは別にこの特別約定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	条番号繰り下げ

	改定前	改定後
第16条 (適用条項)	(1) この特約に定めのない事項については、約款が適用されるものとします。 (2) 特約の条項と約款の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。 (3) この特約および約款に定めのない事項が発生した場合は、当社が委託者兼受益者と協議のうえ決定します。	条番号繰り下げ
第17条 (その他)	新設	(1) <u>遺留分の侵害等が生じている場合、お預けいただく信託金額をご相談させていただく場合があります。</u> (2) <u>委託者兼受益者の相続発生時の手続きを円滑に進めるため、「未来の縁-ing ノート」の通知人がいない場合や、一定の条件を満たされない場合、信託引受にあたり、追加要件をご提示させていただきます。</u> (3) <u>おひとりさま信託における法務上、税務上のご相談その他弁護士・税理士業務などに係る事項については、弁護士・税理士など専門家に必ずご相談・ご依頼ください。</u> (4) <u>委託者兼受益者の死後事務が終了した際に、帰属権利者の方の交付請求により、帰属権利者の方にご資金をお渡しいたします。遺言書をお書きになられている場合は、ご相続人さま等のご遺産の承継割合に変更が生じる可能性がございますのでご注意ください。</u> (5) <u>帰属権利者の方がお受け取りになるご資金は、場合によっては相続債権者などから相続財産であると主張される可能性があります。</u> (6) <u>委託者兼受益者と社団との間で締結する死後事務委任契約に関して、葬儀や埋葬の手配等の死後事務に関する実費金額が、物価の変動等により契約時の試算</u>

	改定前	改定後
		<u>よりも増加する場合は、本商品における 信託金額について当社もしくは社団よ り相談させていただく場合があります。</u>